

特定配偶者等支援金制度の運用について

厚生労働省健康局疾病対策課

- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律が平成26年11月に成立し、平成27年10月1日より施行予定。
- 同法は、退所者給与金受給者に扶養されていた配偶者等の生活を支援するため特定配偶者等支援金を支給することとしている。
- 具体的な内容は、厚生労働省令で定めることとされており、その概要は以下のとおり。

1. 支給額及び支給制限について

- 支給額については、月額128,000円とする。
- 非入所者給与金受給者が特定配偶者等になるときは、非入所者給与金と合わせ月額128,000円となる金額を支給する。
※ 退所者給与金の扶養加算と非入所者給与金の併給については、現行のまま継続する。
- 支給制限については、前年の所得の額が特定配偶者等支援金の年間支給額の2倍以上であるとき、支給額を0となるよう傾斜を設ける。(退所者給与金類似の傾斜方式)

(計算式)： (前年の所得の額) > 128,000円 × 12か月 = 1,536,000円の場合、支給停止相当額 = (前年の所得額 - 1,536,000円)

2. 特定配偶者等が複数存在する場合の取扱いについて

- 複数存在する尊属の代表者1人が他全員の同意書(同順位者が死亡している場合にあっては、死亡の事実を証する書類)を添付して支給申請することを原則とする。ただし、退所者が遺言により代表者を指定していた場合は指定された代表者へ支給する。

3. 支給の対象者について

- 退所者の生前に扶養加算対象者として届け出られていた者のみを特定配偶者等として取り扱う。
- 法施行前に退所者給与金受給者が死亡している場合であって、扶養加算対象として届け出られていた者以外の者が支給申請を行う場合については、その場合、扶養加算が付されていた時期に自身が退所者に扶養されていたことを証する資料(住民票、預貯金通帳及び日記等)により、扶養の対象となっていたことを確認する。

4. スケジュールについて

- 6月下旬公布、10月1日施行の予定

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の一部改正法案について

趣 旨

退所者給与金受給者死亡後の配偶者等の生活の安定を図るための経済的支援

- 現在、ハンセン病療養所退所者に対しては、その生活の安定を図るため「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき退所者給与金を支給しているところ。
- 退所者が死亡して退所者給与金が絶たれると配偶者等の生活が不安定となることから、残された配偶者等に対して、退所者と苦勞をともにしてきた特別な事情にかんがみて、経済的支援が必要であり、以下の内容を実現するよう、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案を提出することを旨す。

支給対象者

退所者給与金の扶養加算対象となっていたことがある配偶者又は一親等の直系尊属（特定配偶者等）

※退所者給与金受給者が亡くなった後に支給。（既に退所者給与金受給者が亡くなっている場合も含む。）

<参 考>

▽退所者給与金の扶養加算を受けている者：配偶者（321人）、直系尊属（24人）

▽既に亡くなっている退所者給与金受給者で、受給時に扶養加算を受けていた者：（69人）

支給額

128,000円／月（全国一律）

※配偶者と受給者の一親等の直系尊属が同一世帯にいる場合であっても、世帯として同額を支給する。

※特定配偶者等の課税所得が支援金年間支給額を上回る場合は、課税所得の額に応じた額を控除する。

※支援金と非入所者給与金の併給は行わない。

（併せて退所者給与金の扶養加算対象者に対する非入所者給与金の併給についても行わない。）

※所要額は106百万円（平年度ベース）

施行日

平成27年10月1日（予定）

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱

一 特定配偶者等支援金の支給

- 1 国は、特定配偶者等（ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であつて、現に日本国内に住所を有するもの（当該死亡後に婚姻をした者を除く。）をいう。）に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するものとする。この場合において、特定配偶者等支援金の支給を受けるべき者が配偶者及び一親等の尊属であるときは、配偶者に支給するものとする。 （第 15 条第 2 項関係）
- 2 1 については、ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者でこの法律の施行前に死亡したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶者及び一親等の尊属についても、適用すること。 （附則第 2 条関係）
- 3 特定配偶者等支援金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。 （第 15 条第 4 項関係）
- 4 租税その他の公課は、特定配偶者等支援金を標準として、課することができないこと。 （第 15 条第 5 項関係）

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成 27 年 10 月 1 日から施行すること。ただし、2 は、公布の日から施行すること。 （附則第 1 条関係）
- 2 国は、非入所者の生活等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、非入所者の死亡後の配偶者等の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。 （附則第 3 条関係）